

議案第 8 号 二宮町予防接種健康被害調査委員会条例制定提案理由

【町長】

議案第 8 号の提案理由を説明いたします。「二宮町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について」ですが、町の附属機関の見直しにより、二宮町予防接種健康被害調査委員会は、附属機関として整理し、条例で設置することに伴い、本条例を制定するために提案するものです。

内容につきましては、健康福祉部長より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【健康福祉部長】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第 8 号についてご説明申し上げます。

今回の制定につきましては、町の附属機関の見直しにより、二宮町予防接種健康被害調査委員会を、条例で設置するものです。

それでは、条例に沿ってご説明させていただきます。

1 ページ目をお願いします。

第 1 条は、予防接種による健康被害に係る事項について、調査及び審議するため、予防接種健康被害調査委員会を設置することを定めております。

第 2 条は、医学的見地から調査を行い、その結果を報告する所掌事務について、定めております。

第 3 条及び第 4 条は、組織及び任期について定めております。

第 5 条は、委員長及び副委員長の職務について定めております。

第 6 条は、会議の招集について定めております。

第 7 条は、委員以外の意見聴取について定めております。

2 ページ目をお願いします。

第 8 条は、健康福祉部子育て・健康課が庶務であることを定めています。

第 9 条は、委員会の運営に必要なことは委員長が委員会に諮ることを定めています。

附則です。第 1 項です。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行させていただくものです。

第 2 項です。本条例を制定することに伴い、特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正するものです。

恐れ入りますが、資料 7 の新旧対照表をご覧ください。

別表第 1、職名の項目、「予防接種事故調査委員会委員」を「予防接種健康被害調査委員会委員」に改めるものです。

以上、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。